

能美市有料広告掲載要綱

平成20年1月16日

告示第4号

(目的)

第1条 この告示は、本市の資産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を有料で掲載することにより、本市の新たな自主財源を確保するとともに、地域経済の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「広告媒体」とは、次の各号に定める市の資産のうち、広告掲載が可能なものとする。

- (1) 市が発行する印刷物
- (2) 市が管理するホームページ
- (3) 市が管理する能美根上駅看板
- (4) その他市長が個別に定めるもの

(広告の掲載者及び範囲)

第3条 広告媒体に広告を掲載することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類する者
- (2) 私企業又は自営業で県内に事業所を有するもの
- (3) その他市長が認める者

2 広告媒体に掲載する広告は、広告媒体と掲載する内容及びデザインとの調和に配慮するものとし、次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 他人を誹謗、中傷若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人及び法人の意見広告と名刺広告(写真等の肖像画を含む)

(6) その他市長が不適当と認めるもの

3 前項に規定する広告掲載の範囲の細部その他必要な事項は、別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載期間、枠数、掲載料、作成方法、優先順位等は、当該広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(広告の募集方法等)

第5条 広告募集方法及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、別に定めるものとする。

(広告掲載の承諾等)

第6条 広告掲載希望者は、当該広告掲載に係る広告物の内容、デザイン等(以下「廣告案」という。)を提出し、市長の承諾又は許可(以下「承諾等」という。)を受けなければならない。

2 市長は、広告掲載希望者から廣告案が提出されたときは、第3条に基づき審査し、承諾等の可否を広告を掲載しようとする者に通知するものとする。

3 前項の規定による承諾等を受けた者(以下「廣告主」という。)は、当該承諾等に係る必要な手続等を広告代理業を営む者(以下「廣告取扱者」という。)に代行させることができる。

4 市長は、承諾等を行うに際して、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

5 市長は、第2項の審査を、第10条に定める能美市有料広告審査委員会に実施させることができる。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 广告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(廣告主及び廣告取扱者の義務)

第8条 广告主及び廣告取扱者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。

(2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。

(3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。

(4) 広告の内容等が承諾等又は当該承諾等に係る指示若しくは条件に適合したものであること。

2 広告主及び広告取扱者は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告物の削除等)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載に係る契約を解除し、又は許可を取り消し、掲載後の広告の削除等を行うことができる。

(1) 広告主及び広告取扱者が第6条第4項の規定による指示又は条件に従わないとき。

(2) 承諾等を行った後の事情変更等により広告の内容等が第3条の基準に抵触したとき。

(3) 広告主が、指名競争参加資格の停止又は取消しを受けたとき。

(4) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。

(5) その他広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 前項の広告の削除等に要する費用は、広告主及び広告取扱者の負担とする。

(審査機関)

第10条 第6条第1項の規定に基づき広告掲載希望者から提出を受けた広告案の可否を審査するため、能美市有料広告審査委員会(以下「審査会」という。)を置くことができる。

2 審査会の委員長は市長室長を、委員は当該広告媒体を所管する課(以下「所管課」という。)が属する部局長のほか、所管課の課長、総務課長及び財政課長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第11条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、第6条第1項の規定に基づき広告掲載希望者から提出を受けた広告案に関して疑義が生じた場合等、市長が必要と認

めたときに委員長が招集する。

- 2 会議は、委員長がその議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要とあると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、所管課において処理するものとする。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年1月16日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第77号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年1月29日告示第11号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の能美市有料広告掲載要綱の規定は、この告示の施行の日以後に広告掲載の申請があった広告について適用し、同日前に広告掲載の申請があつた広告については、なお従前の例による。

附 則(令和3年4月1日告示第117号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第76号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年11月26日告示第107号)

この告示は、公表の日から施行する。